

## 役員報酬に係る調査票

当会の加盟競技団体が、役員報酬に関して不適切な支給があった旨の報道がありました。これに関し、お忙しいところ恐縮ですが、調査にご協力くださるようお願いいたします。

神奈川県スポーツ協会

- (調査対象) 加盟競技団体  
(回答締切) 令和6年12月9日(月)  
(回答方法) 当調査票をメールで返送してください。

団体名 \_\_\_\_\_

回答者役職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先(電話番号) \_\_\_\_\_

問1 役員(理事、監事)報酬に係る定款(規約)上の規定がありますか。

なし

あり

定款(規約)第 条 第 項

※ 定款等は提出いただいておりますが、最新かどうかは不明なため、恐縮ですが、現行の定款等をご提供ください。

記載内容

- ※ 報酬とは、役員としての業務の対価として、年額または月額等で継続して支給するもの、会議出席や出張等の対価としてその都度支払うものなどを指します。ただし、交通費や消耗品購入等の実費弁償を含みません。
- ※ 会議や出張等に際し、実費程度の諸経費を定額で支給する日当は、報酬に該当しません。ただし、実費相当額を大幅に超えるような高額な支給や、会議出席等の実績に関わらず、定期的に定額で支給されるものは、名目の如何に関わらず、報酬と見なしてください。



問6 役員以外の関係者について、給与、報酬等に関する規定がありますか。

評議員・代議員等	なし	あり（規程名 ・支給可 ・支給不可	）
専門委員等	なし	あり（規程名 ・支給可 ・支給不可	）
事務局職員	なし	あり（規程名 ・支給可 ・支給不可	）
その他（            ）	なし	あり（規程名 ・支給可 ・支給不可	）

問7 問6で「なし」または「あり、支給不可」と回答した対象者について、過去5年間に給与、報酬の支払い実績はありますか。

なし

あり

ご協力ありがとうございました。なお、回答を確認のうえ、不明な点等について、連絡先に問い合わせさせていただくことがありますので、ご了承ください。

問合せ先

総務課 五十嵐

電話 045-311-0653

メール [soumu@sports.kanagawa.com](mailto:soumu@sports.kanagawa.com)

